令和３年(２０２１年)３月１２日
総　務　委　員　会　資　料
総　務　部　職　員　課

（第１２号議案）

中野区組織条例新旧対照表

改正案	現行
第１条・第２条　（略） （部の分掌事務） 第３条　前条に規定する部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 ⑴　企画部 ア～エ　（略） オ　観光に関すること。 カ　評価及び改善に関すること。 キ　債権管理に関すること。 ク　情報政策及び情報システムに関すること。 ケ　部の人事及び組織に関すること。 ⑵　総務部　（略） ⑶　区民部 ア～オ　（略） カ　産業に関すること。 キ～ケ　（略） ⑷～⑼　（略） 第４条　（略） 附　則　（略） 附　則 この条例は、令和３年４月１日から施行する。	第１条・第２条　（略） （部の分掌事務） 第３条　前条に規定する部の分掌する事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。 ⑴　企画部 ア～エ　（略） オ　評価及び改善に関すること。 カ　債権管理に関すること。 キ　情報政策及び情報システムに関すること。 ク　部の人事及び組織に関すること。 ⑵　総務部　（略） ⑶　区民部 ア～オ　（略） カ　産業及び観光に関すること。 キ～ケ　（略） ⑷～⑼　（略） 第４条　（略） 附　則　（略）